

令和3年度

第5回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第5回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月6日(金) 午後1時30分～午後2時05分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件

議案第4号 特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について 1件

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1件

議案第6号 令和3年度第3次農用地利用集積計画の決定について 3件

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について 1件

報告第2号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

(事務局長専決分) 29件

報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について	2件

#### 5. 農業委員会事務局職員

局長	飯塚 浩一
次長	館野 裕之
副主幹	山崎 武敏
副主幹	本多 浩章
副主幹	吹上 裕三
主査	平野 雅邦
主任	地村 環

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和3年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が、令和3年8月2日から8月31日まで発令されたため、農地利用最適化推進委員は招集しておりません。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、速やかな議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、全員が出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席3番の委員、議席4番の委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎副主幹、本多副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員でございます。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員でございます。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをしていただ</p>

	<p>きます。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、議案説明、調査報告及び審査基準につきましては、事前に配布させていただいたとおりでございますので、ご了承願います。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件でございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p>

	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、1件ございます。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により承認相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により承認することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

議席9番の委員	はい、議長。
議 長	議席9番の委員。
議席9番の委員	自然農法による納税猶予ということで、前回の付託調査の際には雑草が茂っており、その後、会長、職務代理はじめ各班長で現地確認に行きましたが、やはり一部雑草が茂っていましたが、その後の状況はどうでしたか。
事 務 局	雑草と一緒に畑をうなっており、自然農法の畑の形態にはなっておりましたが、肥培管理されていました。
議 長	自然農法による納税猶予という、今までにない議案の審査でしたので、慎重に確認させていただきました。 今後、近隣から雑草の苦情が出ないように、申請人によく伝えてください。
議席1番の委員	自然農法による納税猶予を受けるとのことなので、今後も本人が耕作しなければならぬことも伝えてほしい。
議席9番の委員	申請地の面積の一部に端数があるがこれは、なんですか。
事 務 局	申請地の一部に倉庫があるため、この部分の面積を除いてあります。
議 長	他には、何かございますか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「令和3年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、3件ございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議 長	議席3番の委員。
議席3番の委員	2番と3番の土地について、本人のやる気は見えましたか。
事 務 局	利用集積計画の現地調査は本人の立ち合いはなく、農業振興課職員の立ち合いのみであるため、直接本人に確認することはできませんでした。
議 長	他には、何かございますか。
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「令和3年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、1番から3番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員  議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第6号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について、1件 報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、29件 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件 報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件 につきましては、報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了しました。 これで令和3年度第5回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
------------------	--